相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都町田市小山町一七八二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　守屋　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月六日

事務所東京都八王子市明神町四丁目七番一五号落合ビル三階福澤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　福澤　武文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区日本橋江戸橋二丁目六番地四、最後の住所不明

被相続人　亡　森屋太喜男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月六日

神奈川県厚木市中町三丁目一二番三号藍田ビル五階　本厚木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　瀬戸　崇文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市南区南太田四丁目一九番、最後の住所横浜市南区南太田四丁目一九番四号

被相続人　亡　山崎　昌利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月六日

横浜市中区日本大通一八番地ＫＲＣビルディング五階

相続財産管理人　弁護士　三浦　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市西蒲区鷲ノ木一八八四番地三、最後の住所本籍と同じ

被相続人　亡　寺澤　功次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月六日

新潟県新潟市西蒲区竹野町一四九〇番地

相続財産管理人　司法書士　浅野　南

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県敦賀市舞崎町一番地五、最後の住所福井県敦賀市津内町二丁目一三番一〇の三〇一号ＩＣビル　被相続人　亡　寳德　功

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月六日

福井県敦賀市津内八四号一番地一八（布田町）

相続財産管理人　弁護士　山口　征樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県安曇野市穂高四三〇八番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　古幡　憲道

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月六日

事務所長野県松本市沢村三丁目四番四七号コンフォール沢村ビル二〇二

相続財産管理人　司法書士　矢島　裕二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍浜松市中区元目町一二一番地一二、最後の住所浜松市中区初生町七七九番地の二

被相続人　亡　中川千鶴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月六日

事務所浜松市浜北区小松三四一番地　司法書士浜北総合事務所

相続財産管理人　髙林　利次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県下田市加増野五七五番地二、最後の住所静岡県下田市東本郷二丁目一一番一七号

被相続人　亡　石井惠美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月六日

静岡県下田市旧岡方村七〇三番地三　伊豆下田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　篠﨑　元貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県みよし市黒笹町桐山一六六番地、最後の住所本籍同じ

被相続人　亡　加藤　康之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月六日

愛知県豊田市元城町四丁目一九番地一名古庄ビル二階

相続財産管理人　弁護士　松山　剛久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県掛川市掛川四〇九番地、最後の住所静岡県静岡市葵区若松町はなまるガーデン若松町

被相続人　亡　菅沼　專藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月六日

静岡県静岡市葵区大岩本町二七番一三号

相続財産管理人　弁護士　石橋　賢一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西脇市比延町二六七番地、最後の住所大阪府池田市宇保町一番一―六〇五号

被相続人　亡　森脇　和弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月六日

大阪市中央区石町二丁目三番九号天満橋コードビル七階

相続財産管理人　弁護士　奥田　愼吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府八尾市弓削町一丁目一五五番地、最後の住所大阪府八尾市山城町三丁目七番三号岸田文化一〇二号

被相続人　亡　松本　義雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月六日

大阪市北区西天満六丁目一番二号千代田ビル別館九階

相続財産管理人　弁護士　成田由岐子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県橿原市醍醐町二三四番地、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　森田　壽一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月六日

大阪市北区西天満一―七―四協和中之島ビル五階　プロシード法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　竜一

第63期決算公告　平成28年5月6日

東京都千代田区岩本町1丁目8番10号

日本通商株式会社

代表取締役　小原　健荘

貸借対照表の要旨（平成28年2月29日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	5,907
	固定資産	425
	資産合計	6,333
負債及び純資産の部	流動負債	3,313
	固定負債	14
	株主資本	3,005
	資本金	100
	資本剰余金	1
	利益剰余金	2,993
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	2,968
	（うち当期純利益）	（315）
	自己株式	△89
	負債・純資産合計	6,333